

学 則

1 研修の目的

介護を必要とする人に、最低限の専門知識と技術、実践するときの考え方やプロセスを身につけ、基本的で適切な介護を提供できる介護員を養成することを目的とする。

2 研修の名称

北見慈恵会介護員養成研修

3 研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業 年限	研修 期間	定員 (人)	受講料 (消費税込)	受講対象者
北見市東相内町 171番地57	夜間通学	6月	3月	15人	54,000円 ※受講料 50,000円 消費税 4,000円	一般

4 受講手続

(1) 募集時期

随時募集を行う。但し、募集締め切りは、開講日の10日前までとする。

(2) 受講料納入方法

開講日に法人総務部に受講料と教材費を納入するものとする

(3) 受講料返還方法

開講後いかなる理由を問わず、受講料は一切返還しない

5 カリキュラム

別紙1のとおり。研修内容は、講義実施要項（シラバス）に基づき実施。ただし、別紙1の実施月日、実施時間については、その年度の募集時期により変更する。

6 主要テキスト

中央法規出版株式会社「介護職員初任者研修テキスト1・2」

7 修了認定

(1) 出欠の確認方法

ア 各教科講義・演習の開始前に講師が出席簿により点呼し、出欠の確認を行う。

イ 実習については、各実習受講者に実習レポートを配布し、必要事項を記入のうえ提出し、実習指導者からの確認印をもって出欠確認とする。

(2) 成績の評定方法

ア 講義については、知識と技術の評価テストやレポート、受講態度等を総合的に評価する。
A（80点以上）、B（70点から79点）、C（60点から69点）、D（60点未満）の4段階とし、C以上を合格とする。Dと評価された者は補講またはレポートを提出すること。

イ 演習・実習については、講師による学習理解度の評価を行う。

(3) 修了の認定方法

講義・演習・実習については、研修教科の全てに出席しなければならない。ただし、欠席した教科については、本校の指定する講座を受講することにより、出席したものとして扱う。ただし、不合格の評定を受けた者は、所定の課題により、再試験に合格しなければならない。

(4) 修了証明書

修了が認定された者には、別紙②の修了証明書を交付する。

8 補講の取扱い

- (1) 欠席した科目については補講、VTR等の視聴、レポート等の提出をしてもらう。また、演習の補講として実習の時間を追加するなどし、技術の習得に努める。
- (2) 補講料は、講義、演習1科目につき3,000円を徴収する。
- (3) 修了認定筆記試験の再試験は5000円を徴収する

9 退学規定

- (1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届けを提出すること。
- (2) 受講者が本校の定める諸規定を守らず、又は研修生の本分に劣る次の行為のあったときには、退学を命ずることがある。

- ア 学習意欲が著しく欠けており、修了の見込みがないと認められるもの。
- イ 学習態度が著しく悪く、講義・演習・実習カリキュラムの進行を妨げるもの。
- ウ 正当な理由なくして、出席が常でないもの。
- エ 他の受講者の学習を妨げるもの。
- オ 介護者としての一般常識や適正に欠ける者。

10 講師

別紙 添付3号様式のとおり

11 実習施設

別紙 添付5号様式のとおり

12 その他

(1) 個人情報の取り扱い

- ア 研修事業の運営上で知り得た受講者に係る個人情報等の秘密保持については、養成研修に係る連絡、修了者台帳の作成・管理等の研修事業の目的のみに使用し、その他の関しては法人規程の個人情報保護方針および取扱マニュアルを遵守する。
- イ 受講者が研修中に知りえた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用しないよう、受講者に対する指導を行う。

(2) 苦情・事故の取り扱い

研修に関しての苦情や事故等については、社会福祉法人北見慈恵会研修担当者が窓口となり、法人の苦情解決体制に基づき迅速に対応する。

1. この学則は、平成25年8月2日より施行する。
2. この学則は、平成26年8月1日より施行する。
3. この学則は、平成27年8月3日より施行する。
4. この学則は、平成28年7月25日より施行する。